

山梨県公報

号外第二十六号

平成二十五年

四月二十六日

金曜日

目次

監査委員

○包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表……………1

監査委員

山梨県監査委員告示第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人久保嶋仁から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十五年四月二十六日

山梨県監査委員	芦 沢 幸 彦
同	中 込 孝 元
同	中 村 正 則
同	河 西 敏 郎

包括外部監査結果報告書

平成25年3月29日

山梨県監査委員 殿

包括外部監査人 久保嶋 仁

第一 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)及び監査対象、並びに選定理由

(1) 山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

① 監査対象

- 企業局総務課
- 企業局電気課
- 発電総制御所
- 早川水系発電管理事務所
- 笛次川水系発電管理事務所
- 石和温泉管理事務所
- 地域振興事業指定管理者

② 選定理由

山梨県企業局は電気事業、温泉事業、地域振興事業の3事業を営んでいる。地方公営企業は独立採算を前提として、県民の福祉の増進を目的として運営される(地方公営企業法第3条)。地方公営企業会計制度が大幅に改正され、地方公営企業の経営に大きな変革をもたらすものと考えられている。このうち資本制度の見直しは平成24年度から適用となり、会計基準の見直しは原則として平成26年度の予算及び決算から適用されることとなる。また、企業局の行う電気事業については、平成12年の電力自由化、東日本大震災を契機に環境負荷のない電力が注目され、経営環境の変化が想定されている。さらに、地域振興事業については平成22年度末に34億2百万円の当年度未処理欠損金を計上し、電気事業からの借入金金は62億16百万円に及ぶ状況にあり、そのあり方が検討されている。このような状況において、上記地方公営企業の目的に則して、山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令等に準拠して遂行されているか、また、効率的に行なわれているか検討することが有意義であると考え、特定の事件として選定した。

(2) 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について

① 監査対象

- 中小企業近代化資金特別会計

- ii. 農業改良資金特別会計
- iii. 市町村振興資金特別会計
- iv. 商工業振興資金特別会計
- v. 林業・木材産業改善資金特別会計

② 選定理由

山梨県では「第二期チャレンジ山梨行動計画」に基づき行財政改革を推進中であり、限られた財源を有効に活用し、安定的な行財政運営を行うことが求められている。地方自治体の会計には、一般会計と特別会計がある（地方自治法第209条第1項）。このうち特別会計は特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区別して整理する必要がある（同条第2項）。山梨県の特別会計は12会計ある。平成23年度における特別会計合計の歳入額は3,069億円、歳出額は2,949億円であり、歳入及び歳出ともに一般会計の60%超に相当する額となっている。

また、各特別会計の収入未済額の総額は111億44百万円であり、主なものは中小企業近代化資金特別会計に係る高度化資金貸付金償還金107億55百万円である。貸付事業に係わる収入未済額の総額は110億93百万円と多額であり、県民の関心が強いものと判断した。また、平成24年度末に中小企業金融円滑化法の期限が到来することから中小企業支援策に対して関心も高まっている。貸付事業に係わる特別会計は、母子寡婦福祉資金特別会計、中小企業近代化資金特別会計、農業改良資金特別会計、市町村振興資金特別会計、商工業振興資金特別会計、林業・木材産業改善資金特別会計の6会計がある。市町村振興資金特別会計は上記企業局電気事業会計からの資金借入があり、関連も認められる。6会計のうち平成21年度に母子寡婦福祉資金特別会計について監査のテーマに含まれている。そこで残る5会計について特別会計の意義が十分に果たされているか、管理運営事務が適切になされているかを検証し、県民に開示することは有意義なものと判断し、特定の事件として選定した。

3. 外部監査の重点及び着眼点

- (1) 山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- ① 地方公営企業として独立採算原則が達成されているか
 - ② 財務諸表は収支の状況及び財産の状況を適正に表示しているか
 - ③ 収納及び支出事務の法規性の検討
 - ④ 原価管理の適切性の検討
 - ⑤ 人事管理制度の運用状況の検討
 - ⑥ 契約事務の適切性・経済性の検討
 - ⑦ 固定資産、備品等の管理・活用の適切性・有効性の検討
 - ⑧ 施設の管理・運営状況の検討

- ⑨ 企業債及び他会計借入金等の処理の適切性・償還可能性の検討
- ⑩ 内部管理体制の適切な整備・運用状況の検討
- ⑪ 指定管理者制度の運用状況の検討

(2) 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について

- ① 特別会計の設置目的は適切か
- ② 特定の歳入をもって特定の歳出に充てられているか
- ③ 一般会計との区分整理は適切か
- ④ 特別会計の事業見通しは適確に策定されているか
- ⑤ 設置目的を達成している特別会計はあるか
- ⑥ 事業の経済性、効率性及び有効性の検討
- ⑦ 不良資産、過剰資産・債務の存在の確認
- ⑧ 契約事務等の内部管理体制の適切性・経済性の検討
- ⑨ 所定の法令規則等への準拠性の検討

4. 主な監査手続

原則として平成22年度または平成23年度を監査対象期間（必要に応じて過年度分または平成24年度も対象とした。）とし、下記の監査手続を実施した。

- (1) 山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- ① 企業局の概況を把握するため概要（パンフレット）、組織図、決算書、事業報告書、中長期計画などの事業計画、稟議書、各種議事録、規則、諸規程、関係法令運営マニュアル等を収集し、必要事項について担当者への質問を行う。
 - ② 事業報告書等の過年度比較、他県の企業局との比較、比率分析等の分析的手続を行う。
 - ③ 財務に関する事務（収納及び支出事務、契約事務等）が証拠書類に基づいて適正に処理されているかを確認するため証拠突合、勘定分析、質問等の監査手続を行う。また、関係法令等に準拠しているか、否かについて適切性違反がないかを確認する。
 - ④ 内部管理組織の整備・運用状況について組織図、報告書、稟議書、各種議事録、規則、諸規程、関係法令運営マニュアル等を収集し、必要事項について担当者への質問及び視察を行う。
 - ⑤ 原価管理の運用状況を担当者への質問及び関係資料により確認する。
 - ⑥ 公有財産、備品等の管理状況が適切か質問等により確認し、さらに現金、固定資産等の実査・確認を行う。必要に応じて現地視察も行う。
 - ⑦ 人事管理事務が適正に行われているかを担当者への質問及び関係資料により

確認する。

(2) 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について

- ① 特別会計の概況を把握するため概要（パンフレット）、歳入歳出決算書、自己評価書、業績書、各種議事録、規則、諸規程、関係法令運営マニュアル等を収集し、必要事項について担当者への質問を行う。
- ② 事業報告書の過年度比較、比率分析等の分析的な手続を行う。
- ③ 貸付、リース、割賦取引、預託等に関する事務（収入及び支出事務、契約事務等）処理が関連法令及び所定の規則等に準拠しているか否かについて準拠性違反がないかを確認する。また、証拠書類に基づいて適正に処理されているかを確認するため証拠突合、勘定分析、質問等の監査手続を行う。
- ④ 収入未済となっている貸付金（未収割賦金及び未収リース料を含む）について回収状況、回収可能性、管理状況等を検討する。
- ⑤ 不納欠損処理の有無、内容を検討するとともに、その事務処理が不納欠損処理基準等に準拠して実施されているか検証する。
- ⑥ 内部管理事務が適正に行われているかを担当者への質問及び関係資料により確認する。

5. 外部監査の実施期間
平成24年8月1日から平成25年2月28日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

(1) 包括外部監査人	公認会計士 久保嶋 仁
(2) 包括外部監査人補助者	公認会計士 古屋 俊一郎 公認会計士 加藤 隆博 公認会計士 矢野 邦夫 公認会計士 久保嶋 正子 公認会計士 小俣 光文 公認会計士 日野 克紀
	公認会計士 大道 良幸 公認会計士 中田 裕司 山本 泰士 手塚 斉 櫻林 裕之

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第二 山梨県企業局の概要

1. 地方公営企業制度の概要

地方自治体は一般的な行政サービスのほか、「地域住民の福祉の増進を目的として、電気事業や下水道事業等の事業を自ら行う場合がある。このような事業活動を行う地方自治体の組織は「地方公営企業」と呼ばれ、平成23年度末時点における事業数は全国で8,754となっている（総務省「平成23年度地方公営企業決算の概要」より）。

地方公営企業の概要（総務省ホームページより転載）

1. 企業としての性格
 - ◆地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。
事業例：上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発（港湾、宅地造成等）、観光（国民宿舎、有料道路等）
 - ◆一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。
 2. 管理者
 - ◆企業としての合理的、能率的な経営を確保するためには、経営の責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要があることから、地方公営企業の経営組織を一般行政組織から切り離し、その経営のために独自の権限を有する管理者（任期4年）を設置。
◆管理者は地方団体を代表（ただし、地方債の借入れ名義は、地方団体の長）。
 3. 職員の身分取扱
 - ◆人事委員会を置く地方公共団体については、職務制の採用が義務づけられているのに対し、企業職員については、その実施は任意。
 - ◆給与については、職務給（職務遂行の困難度等職務の内容と責任にばざる）であることに加え、能率給（職員の発揮した能率を考慮）であることを要する。
 - ◆人事委員会は、企業職員の身分取扱いについては、任用に関する部分を除き、原則として関与しない。
 - ◆企業職員には、団体交渉権が認められている。
 - ◆給与、勤務時間その他の勤務条件については公営企業の管理運営に属する事項を除き、団体交渉の対象とし、労働協約を締結できる。
4. 財務
- ◆事業ごとに経営成績及び財務状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その経理の事業ごとに特別会計を設置。
 - ◆その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその

の公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てるのが困難である経費については、地方団体の一般会計又は他の特別会計において負担。(それ以外の経費については、公営企業の経営に伴う収入をもって充てる。)

5. 会計

◆企業会計方式をとっており、以下の点等において官公庁会計方式と相違。

- ・官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記を採用しているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用。
- ・損益計算書、貸借対照表等の作成を義務付け。

2. 新地方公営企業会計の概要

(1) 新地方公営企業会計制度の見直しの背景・考え方

地方公営企業会計制度等が、昭和41年以來、46年ぶりに大幅に改正された。制度改正は、①資本制度の見直し、②地方公営企業会計基準の見直し、③財務規定等の適用範囲の拡大等の3つから構成される。

退職給付会計や減損会計の導入など、民間企業においては、国際会計基準を踏まえた新たな会計基準が導入されている。また、地方公営企業の中には地方独立行政法人化する企業もあるが、地方独立行政法人の会計制度には民間企業の会計基準の考え方が取り入れられている。今回の改正により、現行の企業会計原則の考え方が最大限取り入れられ、民間企業や地方独立行政法人の会計制度に近づくことになる。

総務省の資料によると、地方公営企業会計制度等の見直しの背景と考え方は次のとおりである。

地方公営企業会計制度等の見直しの背景

1 企業会計基準の見直しの進展

- 企業会計基準が国際基準を踏まえて見直されている一方、地方公営企業会計制度は昭和41年以來大きな改正がなされておらず、相互の比較分析を容易にするためにも企業会計制度との整合を図る必要が生じている。

2 地方独法の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進

- 地方独法化を進展する地方公営企業も増え、同種事業の団体間比較のためにも、地方公営企業会計基準と企業会計原則に準じた地方独法会計基準との整合を図る必要が生じている。
- 地方公会計の整備における会計モデルも、企業会計原則に準じた会計制度が導入されている。

3 地域主権改革の推進

- 地方分権改革推進委員会の第2次勧告(平成20年12月8日)及び第3次勧告(平成21年10月7日)において、「義務付け・格付けの見直し条約制定後の拡大」及び「地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大」が掲げられた。地方公営企業についても、地域主権改革に沿った見直しを進める必要がある。

4 公営企業の抜本改革の推進

- 「債務問題等に関する調査研究委員会報告」(平成20年12月8日)において、「総務省においては、公営企業の経営状況等をより的確に把握できるよう、公営企業会計基準の見直し、各地方公共団体における経費負担区分の考え方の明確化等、所要の改革を行うべきである」との提言がなされている。

(出典) 総務省自治財政局公営企業課 「地方公営企業会計制度の見直しについて」

見直しに当たっての基本的考え方

1 現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする

- 地方公営企業の更なる経済性の発揮のため、地方公営企業会計の見直しに当たっては、最大限、現行の企業会計原則の考え方を取り入れることとする。
- 地方公営企業会計は、今後の企業会計原則の変更について、一定程度の定着を得て、地方公営企業の特徴も踏まえ、適時適切に反映、見直しを行う。

2 地方公営企業の特徴等を適切に勘案すべきこと

- 地方公営企業会計においては、負担区分原則に基づき一般会計等負担や国庫補助金等の存在に十分留意を用いて、これらの公的負担の状況を明らかにする必要がある。公営企業型地方独法会計基準の考え方も必要に応じて参考とし、新地方公会計モデルにおける一般会計等との連絡等にも留意する。
- 地方公営企業の特徴等を踏まえ、必要に応じ、注記を行う。

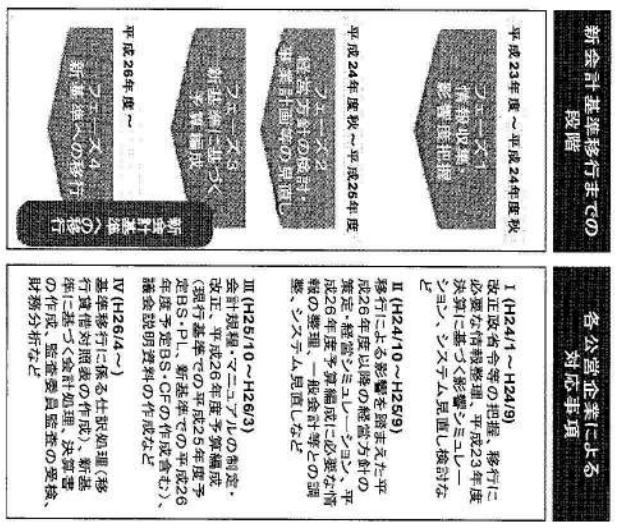
3 地域主権改革に沿ったものとする

- 地方公共団体における地方公営企業経営の自由度の向上を図る観点から、資本制度等の見直しを行う。
- 地方財務会計について、スタッフ情報を含む財務状況の開示の拡大の要請が強いこと等も勘案し、現在、財務規定等が適用されていない公営企業等について、新たに地方公営企業法の財務規定等を適用する。

(出典) 総務省自治財政局公営企業課 「地方公営企業会計制度の見直しについて」

(2) 新地方公営企業会計制度の適用時期と各企業における対応

資本制度の見直しは平成24年4月1日から適用されているが、会計基準の見直しは原則として平成26年度予算・決算から適用される（早期適用も可能である）。
制度移行に向けての準備期間と、各段階における対応事項は次のとおりである。



〔出典〕有限責任監査法人トーンズ編 「改正省令完全対応 新地方公営企業会計の実務」

(3) 新地方公営企業会計の制度改正の概要と留意点

新地方公営企業会計の制度改正の概要と主な留意点は次のとおりである。
※表中の凡例
令：地方公営企業法施行令
規則：地方公営企業法施行規則
総務：総務省資料「地方公営企業会計制度の見直しについて」（総務省公営企業課）

①借入資本金	制度改正の概要	改正の留意点
1. 借入資本金を負債に計上。なお、1年以内に返済期限が到来する債務は、流動負債に分類（令第15条第2項、規則第7条第3項）。	借入資本金を負債として計上することが必要。それに伴い勘定科目の変更及び新規設定が必要（規則第7条第2項、第3項）。1年以内に返済期限が到来する負債については流動負債として経理することが必要（令第15条第2項、規則第7条第3項）。	
2. 負債計上に当たり、建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金については、他の借入金と区分（規則第7条第2項第1号から第4号、同第3項第2号から第5号）。	企業債及び他会計借入金（以下、「企業債等」）については、建設改良目的か否かで分けて管理し、建設改良目的の企業債等については、他の借入金と区分し、独立の勘定科目で経理することが必要（規則第7条第2項第1号から第4号、同第3項第2号から第5号）。	
3. 企業債発行差金が発生した場合には、企業債残高から直接控除（規則第12条第2項第2号）。	繰延勘定制度の原則廃止に伴い、従来の企業債発行差金については、企業債残高から直接控除することになる（規則第12条第2項第2号）。また、今後は決算処理として償却原価法を適用し、企業債残高を増やしていく処理が必要になる（規則第12条第2項第2号）。	
4. 負債のうち、後年度一般会計負担分については、その旨「注記」（規則第39条第2号）。	企業債償還について一般会計負担分についてはその旨の注記が必要（規則第39条第2号）。	

②補助金等により取得した固定資産の償却制度等		改正の留意点
<p>制度改正の概要</p> <p>i. 「みなし償却制度」は廃止(旧規則第8条第4項及び第9条第3項に関する条項制除)。</p> <p>ii. 償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金、開発負担金、分担金等については、「長期前受金」として負債(繰延収益)に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化(令第26条、規則第21条第2項)。</p>	<p>「みなし償却制度」の廃止により、固定資産の取得に充てた補助金等の金額を固定資産の取得価額から差し引いた金額に基づいた減価償却ができなくなり、取得価額全額を減価償却対象(フル償却)とすることが必要になる(旧規則第8条第4項に関する条項の削除)。</p> <p>償却資産の取得に伴う補助金や一般会計負担金等は、「長期前受金」として負債計上し、以後、毎年の減価償却額に及び、「長期前受金戻入」として収益への振替えが必要(令第26条、規則第21条第2項)。「長期前受金」及び「長期前受金戻入」は新たな勘定科目になるので、新規設定が必要(令第26条、規則第21条第1項)。長期前受金を毎年、収益化していくことになるため(規則第21条第2項)、償却資産の取得に伴って交付された補助金等の額を、個々の資産ごとに把握、管理していくことが必要。</p>	
<p>iii. 既取得資産に係る経過措置として、国庫補助事業等の単位毎に取得資産をグループニングし、当該単位により総合償却を行う簡便な処理方法により移行処理できることとする。なお、簡便な処理方法によっても移行処理が困難と判断される場合には、なお従前の例によることができることとする(規則附則第6条第7項、第8項)。</p>	<p>既取得資産でみなし償却を行っている資産については、当初からみなし償却を適用していなかった形にするための移行処理が必要(規則附則第6条第2項)。具体的には、個々の資産ごとに補助金等の金額を調査し、既に収益化された額と今後償却される額に区分する作業が必要(規則附則第6条第1項から第5項)。</p> <p>この作業は、原則としては、個々の資産ごとに調査することになるが、グループニングをして一括して調査・区分することも認められている。それも困難と判断される場合には、従前の例によることができることとされている(規則附則第6条第7項、第8項)。</p>	

<p>iv. 建設改良費に充てた企業債等に係る元利償還金に対する繰入金については、「長期前受金」として計上した上で、減価償却に伴って収益化することとするが、毎年の元金償還に係る繰入額と減価償却の乖離が大きくない地方公営企業にあっては、繰入金額をその年度に収益として計上することができるとする(規則第21条第3項)。</p>	<p>8項)。 どの程度の乖離であれば大きくないと判断するかについて、地方公営企業としての方針(基準)を決定することが必要になる(規則第21条第3項)。</p>	
③引当金		改正の留意点
<p>制度改正の概要</p> <p>i. 退職給付引当金の計上義務化(規則第22条)。</p> <p>ii. 退職給付引当金の計上不足額は原則として一括して特別損失計上だが、経過措置として全企業職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内(ただし、最長15年以内とする。)で計上することも可能(規則附則第5条第1項)。</p> <p>iii. 退職給付引当金以外の引当金についても引当金の要件を満たすものは計上する</p>	<p>従来の「退職給与引当金」を「退職給付引当金」に改称する(規則附則第5条第2項、規則別表第一号)とともに、毎年当該事業年度の負担に備すべき引当額を費用に計上することが必要(規則第22条)。また、計上額については原則は、年金数理計算に基づき期末(年度末)時点の退職給付債務に基づいて算定することとなっているが、期末自己都合要支給額で計上することも認められている(総務)。</p> <p>上記の通り、退職給付債務あるいは期末自己都合要支給額に基づいて退職給付引当金を計上することになるが、当該金額と現在計上されている退職給与引当金とには差があることが想定される。その計上不足分の処理方針を企業として決定することが必要。経過措置(規則附則第5条第1項)を適用するというのであれば、全企業職員の退職までの平均残余勤務年数を算定することが必要(規則附則第5条第1項)。</p> <p>まず、退職給付引当金以外に引当金として計上すべきもの(引当金の要件を満たすも</p>	

(規則第22条)。	の)の有無について調査・検討することが必要(規則第22条)。例えば、貸与引当金、貸倒引当金、特別修繕引当金は、一般的に計上することが想定される引当金である(総務)。また、引当金は見積計算で計上額を算定するため、見積に必要な情報の収集あるいは所管課に引当金の算定を依頼することが毎年の決算作業として必要。退職給付引当金も含め引当繰入費用については、地方公営企業で負担すべき費用を計上することになるので、一般会計との費用負担関係をあらかじめ明確にしておくことが必要。
-----------	---

④繰延資産 制度改正の概要	改正の留意点
i. 新たな繰延勘定への計上を認めない(旧令第26条第2項の削除)。ただし、事業法において計上が認められているものについては、引き継ぎ計上が認められる(令第25条)。	今後、新たに生じる繰延勘定は資産計上せずに、基本的には支出時に一括して費用処理することが必要(令第25条)。
ii. 控除対象外消費税については、引き継ぎ経理処理を認めるが、繰延勘定ではなく、新たな「長期前払消費税」として固定資産に計上する(規則第5条2項第3号ホ、規則第20条)。	控除対象外消費税については、「長期前払消費税」として投資その他の資産に計上することになる。勘定科目の新規設定については対応する必要がある(規則第5条第2項第3号ホ、規則第20条)。
iii. 現在計上されている繰延勘定については、その償却を終えるまでは、なお従前の例による(令附則第3条)。	現在計上されている繰延勘定は、従来通りの処理となるため(令附則第3条)、業務上の変更点はない。

⑤たな卸資産の価額 制度改正の概要	改正の留意点
i. 低価法の義務付け(規則第8条第3項第3号)。	帳簿価額と時価を比較し、時価の方が低い場合には時価をもって評価することが必要(規則第8条第3項第3号)。そのため、保有するたな卸資産に関する期末時点

ii. 事務用消耗品等の販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべき貯蔵品等、当該金額の重要性が乏しい場合の評価は、低価法によらないことができる(規則第8条第3項第3号括弧書き)。	での時価情報を入力することが、毎年の決算作業として必要。 また、特注品など時価情報を容易に入手することが困難と想定されるものについての対応方法(時価把握方法)を決定しておくことが必要。 現在、低価法は採用されていないため、業務上の変更点はない。
---	--

⑥減損会計 制度改正の概要	改正の留意点
i. 公営企業型地方独立行政法人と同様の減損会計を導入する(規則第8条第3項第2号)。	減損会計が導入されるため、 (1) 固定資産のグループ化 (2) 減損の兆候の調査 (3) 減損損失の認識の判定 (4) 減損損失の測定 の順序で減損損失について検討することが、毎年の決算作業として必要になる(規則第8条第3項第2号、総務)。 減損損失を認識した場合には、固定資産の帳簿価額を切り下げ(規則第8条第3項第2号)、切り下げ額を「減損損失」として特別損失に計上することが必要(規則第4条第4項)。 「減損損失」は新たな勘定科目であるため、新規設定することが必要(規則別表第一号)。 また、減損損失を認識した場合には、固定資産台帳にもその簿価切り下げを反映させることが必要。さらに、減損損失に関する注記が必要(規則第41条)。

⑦リース取引に係る会計基準 制度改正の概要		改正の留意点
1. リース会計を導入する(規則第5条第2項第1号チ、第2号ル、第17条)。	ファイナンス・リース取引に該当するリースは原則として資産計上(同時に債務計上)をすることが必要(規則第5条第2項第1号チ、同第2号ル、規則第7条第2項第6号、同第3項第12号)。 資産(負債)計上は、「リース資産」、「リース債務」という勘定科目が使われるため、勘定科目の新規設定が必要(規則別表第一号)。 資産計上したリース資産は、通常の固定資産同様、減価償却をすることが必要(規則第17条)。よって、資産計上したリース資産については、基本的には固定資産台帳に登録することが想定されるが、リース資産(リース債務を含む)をシステム外で管理することも考えられる。よって、リース資産をシステム、システム外のどちらで管理するかを決定することが必要。 資産(負債)計上したリース取引に関するリース料の支払は、従来の賃借料処理(費用処理)からリース債務返済と利息の支払という処理に変わる。 例外的に、重要性の乏しいと認められるファイナンス・リース取引については、従来どおり賃借借処理をすることも認められる(規則第5条第2項第1号チ及び同第2号ル括弧書き)。その際には注記が必要になる(規則第42条第1号)。また、オペレーティング・リース取引に係る注記も必要(同第2号)。	

⑨セグメント情報の開示 制度改正の概要		改正の留意点
1. セグメント情報の開示を導入(規則第35条第4号、同第40条)。	開示するセグメント区分を決定し、企業管理規程で区分方法を定めることが必要(規則第40条第2項)。セグメント区分は、マージメント・アプローチの考え方に基づいた区分であることが必要(総務)。 セグメント情報として、各セグメントの概要、営業収益、営業費用、営業損益額、経常損益額、資産、負債等の項目を開示することとなっているため(規則第40条第1項)、それぞれのセグメントごとに収益、費用、資産、負債情報を把握できるように仕組を整備することが必要。 例えば、財務会計システムへの仕訳入力時にセグメント区分の情報も入力するなど対応が考えられる。	

⑩キャッシュ・フロー計算書 制度改正の概要		改正の留意点
1. キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付け(令第17条の2第1項第2号、令第23条)。	現状、経営分析資料として作成しているキャッシュ・フロー計算書を決算諸表の一つに位置づけ、他の決算諸表と同様、毎事業年度終了後2ヶ月以内に地方公共団体の長に報告することが必要(令第23条)。 また、予算書の一つとして、予定キャッシュ・フロー計算書が導入されているため、予算策定時にも作成することが必要(法第25条、令第17条の2第1項第2号)。 キャッシュ・フロー計算書をシステムで作成するか、システム外で作成するかを決定することが必要。キャッシュ・フロー計算書全てをシステムで作成することは一般的に困難であることが想定されるため、システムでの対応範囲について明確化することが必要。	

⑩勘定科目等の見直し

制度改正の概要	改正の留意点
<p>i. 公営企業の経営情報が財務諸表上、可能な限り明らかにされるように勘定科目の見直しを図る(規則別表第一号、別記第十三号、第十五号)。</p> <p>ii. 公営企業の状況を適切に開示するため、重要な会計方針等を注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならぬ(規則第35条、第37条)。</p>	<p>現行の勘定科目の名称変更及び勘定科目の新規設定の双方があり、現行の財務規程で規定されている勘定科目について見直しをすることが必要(規則別表第一号)。</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記として</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 固定資産の減価償却方法</p> <p>(3) 引当金の計上方法</p> <p>(4) 収益及び費用の計上基準</p> <p>(5) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項が求められており、これらの情報を注記することが必要(規則第37条)。</p> <p>また、重要な会計方針以外の注記事項として</p> <p>(1) 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記</p> <p>(2) 予定貸借対照表等に関する注記</p> <p>(3) セグメント情報に関する注記</p> <p>(4) 減損損失に関する注記</p> <p>(5) リース契約により使用する固定資産に関する注記</p> <p>(6) 重要な後発事象に関する注記</p> <p>(7) その他の注記</p> <p>が求められており、これらの情報を注記することが必要(規則第35条)。</p>

3. 山梨県企業局の所在地、沿革及び組織形態等

(1) 所在地

山梨県企業局の所在地は以下のとおりである。

総務課	山梨県甲府市丸の内1-9-11
電気課	山梨県甲府市丸の内1-9-11
発電総合制御所	山梨県甲斐市菅王新町2277-3
早川水系発電管理事務所	山梨県南巨摩郡早川町奈良田1050
笛吹川水系発電管理事務所	山梨県甲州市塩山藤木2043
石和温泉管理事務所	山梨県笛吹市石和町川中島1607

また、指定管理者に管理を委託している施設の所在地等は以下のとおりである。

施設の名称	所在地
丘の公園清里・ゴルフコース	
アクリソゾント清里	山梨県北杜市高根町清里3545-5
オートキャンプ場	
その他(レジャーハウス等)	
まきばレストラン	山梨県北杜市大泉町西井出8240-1

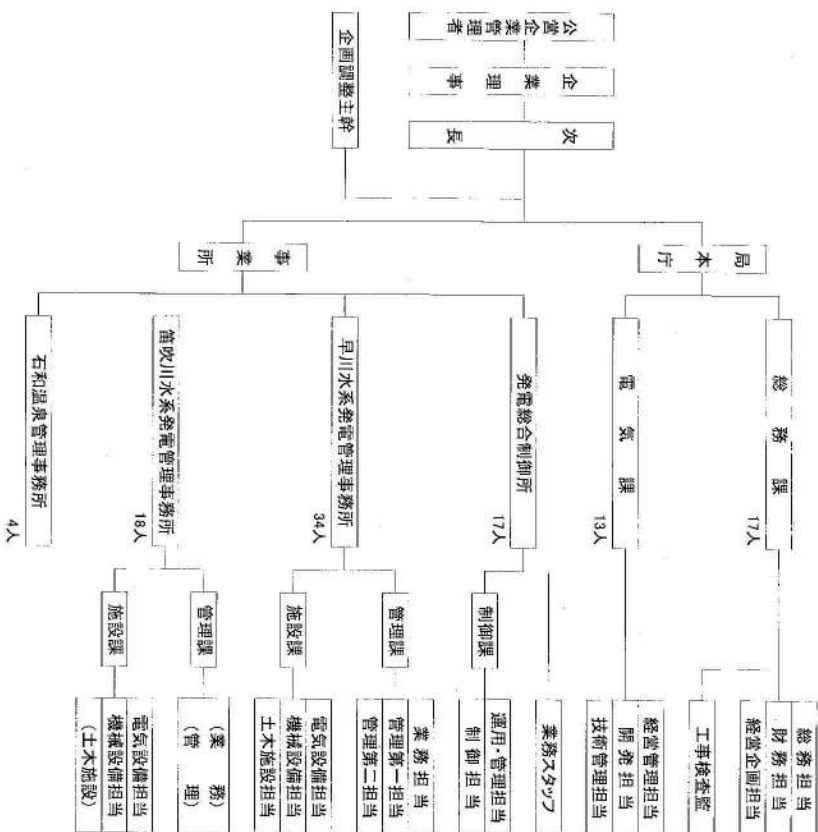
(2) 沿革

年月	内容
昭和26年4月	県商工労働部電力課、早川流域の県営発電所計画を樹立
昭和31年9月	山梨県営電気事業認可
昭和32年4月	西山発電所完成、営業運転開始
昭和33年1月	電気局設置(電気事業に地方公営企業法の全部を適用)
昭和38年8月	道路局設置(有料道路事業に地方公営企業法の全部を適用)
昭和36年9月	奈良田第一発電所完成 営業運転開始
昭和36年9月	奈良田第二発電所完成 営業運転開始
昭和38年12月	県営石和温泉給湯開始
昭和38年12月	野呂川発電所完成、営業運転開始
昭和40年8月	企業局発足(電気局と道路局が合併)
昭和40年10月	知事部局の県有地開発課及び温泉事業を移管、現地に県営石和温泉管理事務所を設置
昭和41年4月	笛吹川水系発電管理事務所設置

年月	内容
昭和43年4月	早川水系西山、奈良田、野呂川の各発電所を統合し、早川水系発電管理事務所を設置
昭和50年3月	広瀬、天科発電所完成、営業運転開始
昭和50年5月	柚ノ木発電所完成、営業運転開始
昭和58年4月	湯島発電所営業運転開始
昭和60年4月	奈良田第三発電所営業運転開始
昭和60年10月	丘の公園管理公社設置
昭和61年7月	丘の公園開業
昭和63年4月	下釜口発電所営業運転開始
平成9年4月	有料道路事業を道路公社へ移管
平成10年4月	発電総合制御所設置
平成11年7月	早川水系取水口監視所設置
平成16年3月	(財)丘の公園管理公社解散
平成16年4月	「丘の公園」に指定管理者制度及び利用料金制を導入
平成20年4月	琴川第三発電所営業運転開始
平成20年11月	電気課内に「小水力発電開発支援室」を設置
平成21年1月	甲府市米倉山において、出力約1万キロワットの太陽光発電所を建設するメガソーラー発電計画を共同で進めていくことについて東京電力㈱と合意
平成22年4月	塩川第二発電所、若彦トンネル湧水発電所営業運転開始
平成24年1月	米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」開館
平成24年4月	深城発電所営業運転開始

(3) 組織図及び分掌事務

①組織図 (平成24年4月1日現在)



職員数:106人(公営企業管理者を除く。)

②分掌事務

課名・事業所名	分 掌 事 項
電 気 課	<ol style="list-style-type: none"> 組織管理及び事務管理に関すること。 職員の身分、服務、給与、研修、福利厚生、安全衛生及び健康管理に関すること。 労働組合に関すること。 予算、決算及び経理に関すること。 資金調達及び資金運用に関すること。 建設工事及び業務委託等に係る契約締結に関すること。 資産の取得、管理及び処分に関すること。 固定資産の取得、管理及び処分に関すること。 工事等の検査に関すること。 企業局の中長期計画に関すること。 局内の主要施設の総合企画及び総合調整に関すること。 温泉事業及び地域振興事業（以下「事業」という。）に係る企画及び調査に関すること。 事業に係る許可、認可及び免許の申請に関すること。 事業に係る建設及び補償に関すること。 温泉事業の業務運営に関すること。 温泉事業の料金の算定に関すること。 丘の公園の指定管理者に関すること。 局内所掌事項中他課の所掌事項に属しない事項に関すること。
発電総合制御所	<ol style="list-style-type: none"> 電気事業の業務運営に関すること。 電気事業に係る企画及び調査に関すること。 電気事業に係る許可、認可及び免許の申請に関すること。 電気事業に係る建設に関すること。 電気料金の算定に関すること。 電気事業に係る補償に関すること。 電気の供給に関すること。 電気事業の安全管理検査等に関すること。 設計積算及び施工管理の基準に関すること。 建設工事等の技術指導に関すること。 米倉山太陽光発電所 PR 施設の管理及び運営に関すること。 その他電気事業に関すること。

早川水系発電管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 発電施設の維持管理に関すること。 発電施設の巡視、記録及び報告に関すること。 測水業務に関すること。
笛吹川水系発電管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 発電施設の維持管理に関すること。 発電施設の巡視、記録及び報告に関すること。 測水業務に関すること。
石和温泉管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 使用料等に関すること。 源泉及び給湯施設の管理に関すること。

4. 山梨県企業が経営する事業の概要

(1) 電気事業

①水力発電事業の現状

山梨県は戦後復興期後半の昭和32年に早川水系西山発電所の運営を開始した。以来、急峻な山と豊かな森林、そこから生まれる豊富な水資源を有するという好条件を活かし、現在では早川水系や笛吹川水系など21の水力発電所を経営している。

【山梨県営発電所一覧】

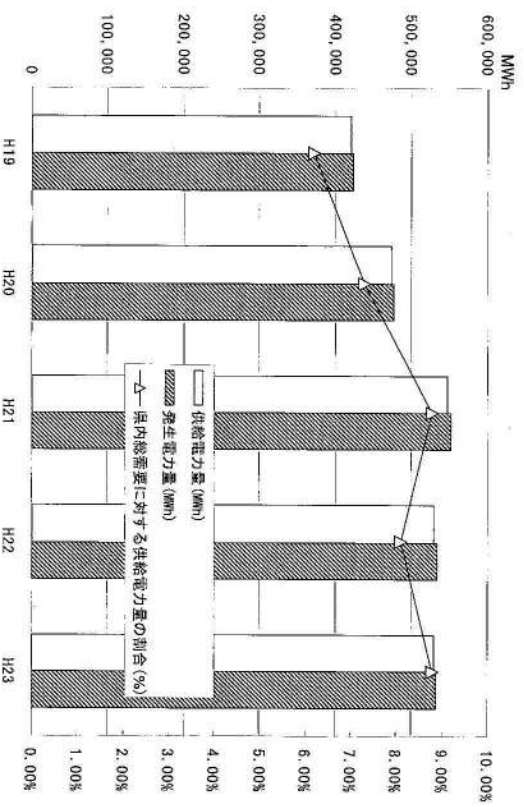
水系名	発電所名	最大出力(MW)	発電形式	発電開始日	建設費(百万円)			
					総額	自己資金	企業債	
早川水系	野呂川	20,000	水路式	S38.12	3,272	52	3,220	10,000
	奈良田第一	27,200	水路	S36.9	4,170	0	5,060	0
	奈良田第二	4,400	水路	S36.9	890	0	0	0
	奈良田第三	2,500	水路	S60.4	2,885	664	1,649	572
	西山	18,800	ダム水路	S32.4	2,320	0	2,320	0
	湯島	2,000	水路	S58.4	1,838	110	1,487	241
	広瀬	3,200	ダム	S50.3	604	35	7,195	0
	天科	13,300	水路	S50.3	2,240	0	0	0
	柚木	17,800	水路	S50.5	4,386	0	0	0
	下壺口	1,800	水路	S63.4	1,754	564	1,190	0
笛吹川水系	琴川第一	900	水路	T15.12	0	0	0	0
	琴川第二	640	水路	S3.1	0	0	0	0
	藤木	1,900	水路	T15.4	376	70	306	0
	殿川	380	水路	T14.10	0	0	0	0
	小屋敷第一	1,300	水路	T15.8	0	0	0	0
	小屋敷第二	900	水路	T15.4	0	0	0	0
	琴川第三	1,100	ダム水路	H20.4	903	682	0	221
	塩川	1,100	ダム	H10.4	1,034	381	520	133
	塩川第二	82	水路	H22.4	70	37	0	33
	若彦トツナル湧水	80	水路	H22.4	100	54	0	46
小水力	深城	340	ダム	H24.4	431	322	0	109
	計	119,722			27,273	2,971	22,947	1,385

これらの発電所の監視制御業務はネットワーク化とシステム化により、発電総合制御所に一元化され、24時間3交替勤務で発電所の監視・制御を行なっている。

発電所で作られた電力は、東京電力株式会社を通じて県内の家庭や工場に供給されている。平成19年度から平成23年度までの5年間の発生電力量及び供給電力量は約4〜5億kWhで推移しているが、これは年間の県内電力需要の約7〜8%に相当する。

【山梨県の過去5年間における発生電力量及び供給電力量の推移】(単位: MWh)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
発生電力量(A)	422,887	476,038	551,355	533,687	532,674
供給電力量(B)	419,098	472,149	546,777	529,541	528,421
B÷A(%)	99.1%	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%
県内年間総需要電力量(C)	6,800,623	6,440,853	6,205,862	6,506,233	6,018,426
B÷A(%)	6.2%	7.3%	8.8%	8.1%	8.8%



東京電力㈱に対する電力供給料金は卸供給料金算定規則(平成11年12月3日通産省令第107号)に基づく「総括原価方式」により決定される。総括原価方式とは事業の運営に必要な経費を積み上げた原価に、利益を加算した金額を東京電力㈱と協議を行い、供給料金を決定する方式である。

【総括原価方式】

総括原価＝営業費＋事業報酬－控除収益

営業費＝人件費、修繕費、減価償却費、交付金等の電気事業の運営に必要とされる費用
 事業報酬＝他人資本報酬＋自己資本報酬
 控除収益＝受取利息等の雑収益



また、山梨県では東京電力との契約を総括原価の8割を定額料金、残りの2割を従量料金とする二部料金制を採用している。

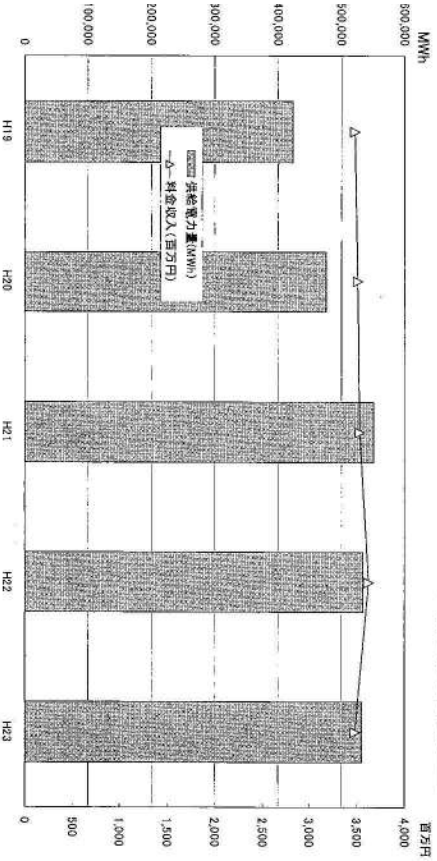
【料金体系】

定額制	供給した電力量に係わらず一定額の料金を決定する方式。
従量制	供給した電力量に単価を乗じて料金を算出する方式。
二部料金制	定額制と従量制を一定の割合で組み合わせた方式。

これは、電力量が降水量に大きく影響されるという水力発電の性質を考慮しての決定であるが、過去5年間の供給電力量と料金収入の推移を見ると、電力量の変動に比して安定した料金収入の確保がなされていることが確認できる。

【山梨県の過去5年間における供給電力量と料金収入の推移】

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
供給電力量(MWh)	422,887	476,038	551,355	533,687	532,674
料金収入(百万円)	3,472	3,508	3,531	3,617	3,473



前述のとおり、料金収入の計算の基礎となるのは総括原価であるが、下表は山梨県の過去5年間における総括原価及び売電の平均単価の推移を示している。

【山梨県の過去5年間における売電平均単価及び総括原価の推移】

項目	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	金額(千円)	収入率(%)	金額(千円)	収入率(%)	金額(千円)	収入率(%)	金額(千円)	収入率(%)	金額(千円)	収入率(%)
供給電力量[MWh]	419,098	—	472,148	—	546,777	—	529,541	—	528,421	—
売電料金	3,472,061	—	3,525,740	—	3,596,200	—	3,576,773	—	3,444,264	—
自己供給電力量[MWh]	468,292	—	470,888	—	472,762	—	473,792	—	475,753	—
平均単価【円/kWh】(注)	7.39	—	7.46	—	7.38	—	7.38	—	7.08	—
総括原価	3,552,297	100.0	3,512,182	100.0	3,486,768	100.0	3,544,296	100.0	3,305,476	100.0
燃料平均	835,728	23.5	839,072	23.9	835,487	24.0	835,487	23.9	772,169	22.9
退職給付金	101,467	2.9	101,873	2.9	101,904	2.9	101,904	2.9	99,099	2.9
厚生費	164,711	4.6	165,369	4.7	160,820	4.6	160,820	4.6	173,863	5.2
修繕費	541,267	15.2	524,688	14.9	598,331	17.2	599,102	17.1	590,648	17.5
減価償却費	803,408	22.6	784,341	22.3	762,081	21.9	765,730	21.9	712,780	21.2
交付金	152,959	4.3	143,375	4.1	139,321	4.0	140,573	4.0	139,008	4.1
その他費用	437,905	12.3	460,605	13.1	481,887	13.8	483,458	13.8	487,334	14.5
他人資本報酬(支払利息)	142,304	4.0	121,079	3.4	98,824	2.8	98,824	2.8	70,650	2.1
自己資本報酬(特別利益等)	407,364	11.5	405,448	11.5	355,238	10.2	355,503	10.2	351,232	10.4
営業雑収益(控除)	△ 6,841	△ 0.2	△ 6,841	△ 0.2	△ 10,212	△ 0.3	△ 10,212	△ 0.3	△ 6,561	△ 0.2
受取利息(控除)	△ 27,967	△ 0.8	△ 26,847	△ 0.8	△ 36,873	△ 1.1	△ 36,873	△ 1.1	△ 20,746	△ 0.6

(注) 平均単価は、総括原価合計を目標供給電力量で除したものである。

山梨県の総括原価は年々圧縮が進んでいるが、この要因としては施設の老朽化に伴う減価償却費の減少や、企業債の償還の進行による支払利息の減少が挙げられる。平成7年から段階的に進められている「電力の自由化」(発電事業への参入自由化、電力小売りの自由化、電力取引市場の開設)の影響により、公営電気事業者であっても電力量の低減化は進んでいくものと思われるため、一定の利益率の確保及び財政基盤の強化を図り、安定的な事業運営を行なっていくことが一層求められていくと考えられる。山梨県企業局においても、平成18年10月作成の「山梨県企業局長期計画」[「山梨県企業局中期経営計画」]の中で電力自由化への対応を「効率的な設備投資や現場安全管理体制の充実強化をさらに進め、電力の安定供給を確保するとともに、組織の効率化や人材育成の推進、また、経営の望ましい在り方について情報の収集及び研究を行い、一層効率的、効果的な経営を実現していく。」と定めている。

②その他事業の現状

1. 太陽光発電への取り組み

山梨県企業局では、水カエネルギー開発と共に、太陽光発電などのクリーンエネルギー源の研究及び開発にも取り組んでおり、丘の公園太陽光発電施設、発電総合制御所太陽光発電設備の運営を行なっている。

【丘の公園太陽光発電設備及び発電総合制御所太陽光発電施設の概要】

施設名称	丘の公園 太陽光発電施設	発電総合制御所 太陽光発電設備
設置場所	清里丘の公園内	発電総合制御所 屋上
インバーター出力(㎾)	95	20
システム容量(kW)	99.9	20.52
変換効率(%)	13.3	13.4
太陽電池モジュール(枚)	1,800	240
設置面積(平方メートル)	751	153
発電開始日	平成6年3月	平成10年4月

また、平成21年1月から東京電力㈱と共同で米倉山太陽光発電所の建設を行った。当該発電所については山梨県が用地の提供及び、場内道路や敷地の整備を行い、東京電力㈱が太陽光発電所を建設し、運転・保守管理を行っている。

【米倉山太陽光発電所の概要】

施設名称	米倉山太陽光発電所
施設所在地	山梨県甲府市下向山町
太陽電池出力(kW)	10,000
年間発電電力量(万kWh/年間)	1,200
二酸化炭素排出削減効果(万t/年間)	5,100
太陽電池モジュール(枚)	80,000
面積(m ²)	12.5

ii. クリーンエネルギーの啓発活動

山梨県企業局では水力発電、太陽光発電等のクリーンエネルギーに関する諸資料や実際の装置等展示することにより、環境とエネルギーに関する普及啓発活動を目的として、クリーンエネルギーセンター(発電総合制御所併設)とゆめソーラー館やまなし(米倉山太陽光発電所併設)の運営を行なっている。

iii. 県民福祉の増進を目的とした活動

山梨県企業局では電気事業から得られた利益を原資として行う、市町村振興資金に対する低利での貸出や、一般会計への毎年1億円の繰出などを通して県の施策の推進にも関与している。この他にも、過去においては公益企業発足20周年等の区切りとなる年には、記念事業の一環として絵画美術品を購入し、山梨県県立美術館に寄託展示をするなど、山梨県の文化の発展を目的とした活動も行なっている。

③電気事業の経営及び財務並びにキャッシュ・フローの状況

山梨県企業局電気事業の平成19年度から平成23年度までの損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書の要約は以下のとおりである。

(なお、単位未満の金額は切り捨てて表示しているため、合計欄の数値と内訳の合計値は一致しない。)

【損益計算書】(単位：千円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
営業収益	3,478,544	3,514,565	3,537,876	3,822,729	3,478,719
電力材料	3,472,060	3,508,679	3,596,299	3,617,422	3,473,903
漏水準備引当金戻入	0	0	△64,405	0	0
営業雑収	6,483	5,886	5,981	5,306	4,816
営業費用	2,903,438	2,821,906	2,838,865	2,992,695	2,919,286
水力発電電費	2,410,748	2,344,904	2,389,251	2,449,889	2,380,377
一般管理費	492,689	477,002	449,614	542,806	538,909
営業利益	575,106	692,659	699,011	630,033	559,432
財務取	43,529	49,297	37,386	21,446	15,189
附帯事業収益	0	27,060	0	0	0
事業外収益	17,183	6,281	28,888	10,417	10,305
財務費用	136,329	120,708	105,666	91,324	77,510
附帯事業費用	0	25,434	0	0	0
事業外費用	5,613	5,031	4,829	4,826	7,963
経常利益	493,876	624,123	654,789	565,746	499,493
特別利益	899	370	113	1,331	3,836
特別損失	49,219	345	1,812	173	15,965
当年度純利益	445,556	624,149	653,090	566,904	487,324

【貸借対照表】（単位：千円）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資産	固定資産	15,437,231	14,836,635	15,400,231	15,330,554	14,748,494
	附帯事業固定資産	0	843,102	0	0	0
	事業外固定資産	962,384	957,743	953,102	948,435	1,500,828
	固定資産仮勘定	1,507,517	653,105	612,204	797,146	933,833
	投	7,157,224	7,016,704	6,876,681	6,736,694	6,660,185
	固定資産合計	25,064,957	24,307,291	23,902,230	23,812,831	23,633,140
	流動資産	11,639,254	12,676,889	13,696,234	13,841,523	14,540,901
	流動資産合計	36,704,211	36,984,180	37,598,464	37,654,354	38,374,041
	負債	1,431,559	1,652,896	1,940,005	1,920,997	2,297,961
	負債合計	526,102	357,975	337,537	224,033	350,488
資本	1,957,662	2,010,871	2,277,562	2,145,024	2,646,449	
資本合計	22,841,416	22,845,639	23,227,386	23,925,152	24,100,381	
借入金	3,114,692	2,817,901	2,526,958	2,247,682	1,996,306	
小	25,996,108	25,663,541	25,754,344	26,172,834	26,116,688	
資本剰余金	1,515,491	1,515,491	1,600,958	1,601,738	2,266,423	
利益剰余金	7,274,349	7,794,274	7,965,618	7,734,757	7,342,480	
剰余金	8,789,841	9,309,766	9,566,576	9,338,495	9,608,904	
小	34,745,949	34,973,308	35,320,921	35,509,330	35,725,592	
資本合計	36,703,611	36,984,180	37,598,464	37,654,354	38,374,041	

【キャッシュ・フロー計算書】（単位：千円）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
営業活動の部	当期純利益	445,556	624,149	653,090	566,904	487,324
	減価償却費	802,548	793,779	778,665	755,203	728,776
	固定資産除却損	15,405	25,211	2,795	27,004	19,350
	引当金増減	△5,613	221,336	287,109	△19,014	376,970
	受取利息・配当金	△43,529	△48,297	△37,386	△21,446	△15,189
	支払利息	136,329	120,708	105,666	91,324	77,510
	その他	79,839	△185,024	19,370	△71,228	151,697
	小計	1,430,536	1,550,863	1,807,311	1,328,747	1,825,438
	利息・配当の受取額	43,529	48,297	37,386	21,446	15,189
	利息の支払額	△136,329	△120,708	△105,666	△91,324	△77,510
営業活動合計	1,337,736	1,479,451	1,739,031	1,258,869	1,763,119	
固定資産売却収入	0	304	211	1,284	5,106	
固定資産取得支出	△586,287	△202,736	△509,128	△833,088	△661,631	
一般会計繰出金	△100,000	△100,000	△100,000	△100,000	△100,000	
貸付金の増減額	175,518	140,524	160,000	150,004	86,527	
その他	113,279	0	79,886	780	110,293	
投資活動合計	△397,480	△161,907	△389,030	△781,019	△759,704	
財務活動の部	企業債の償還支出	△302,226	△296,790	△290,943	△279,275	△291,376
財務活動合計	△302,226	△296,790	△290,943	△279,275	△291,376	
資金増加額(又は減少額)	638,019	1,020,753	1,079,057	198,574	712,039	
資金期首残高	10,450,871	11,088,890	12,109,643	13,188,700	13,387,275	
資金期末残高	11,088,890	12,109,643	13,188,700	13,387,275	14,099,314	

(2) 温泉事業

①温泉事業の現状

昭和36年に旧石和町に湧出した温泉は、全国的に有名となり、温泉掘削申請が競出した。このような状況に対して、山梨県は石和温泉の源泉開発及び給湯を県で一括して行なうことに決定し、昭和38年に県営温泉として給湯を開始した。その後、昭和40年に当時の県企画開発課から企業局へと事業移管され、源泉の保護と観光地振興の見地から公営企業として営業を行なっている。現在が管理している源泉は全部で6本ある。

【施設の概要】

送湯管延長	1,802m	ポンプ電動機	源泉圧送ポンプ5台
配湯管延長	10,540m	送湯ポンプ2台	
分湯栓箇所数	27	配湯ポンプ4台	
加熱装置	無圧開放式温水器	貯湯槽	鉄筋コンクリート造2槽 (120㎡、350㎡)
熱容量	1,050,000Kcal/h×3台	次砂槽	鉄筋コンクリート造1槽(30㎡)
重油タンク	1基 25,000ℓ		

【源泉の概要】(平成23年4月1日現在)

源泉	深度	掘削完了年	揚湯量	泉温
第1号源泉	185m	昭和38年	360ℓ/分	27.8℃
第2号源泉	168m	昭和38年	240ℓ/分	59.0℃
第3号源泉	175m	昭和39年	504ℓ/分	42.2℃
第4号源泉	185m	昭和40年	12ℓ/分	25.9℃
第5号源泉	190m	昭和40年	396ℓ/分	62.9℃
第6号源泉	800m	平成14年	348ℓ/分	70.3℃

石和温泉管理事務所では、これらの源泉を混合し、一定の温度で各受湯者への供給を行なっている。平成23年4月1日現在の契約件数は284件(旅館39件、保養所1件、浴場1件、ペンション・アパート14件、医療関係6件、自家用223件)で540口(旅館213口、保養所2口、浴場2口、ペンション・アパート30口、医療関係15口、自家用278口)となっている。また、各受湯者から徴収する温泉給湯使用料の料金体系は超過料金体系に連増方式を取り入れた計算方法となっている。

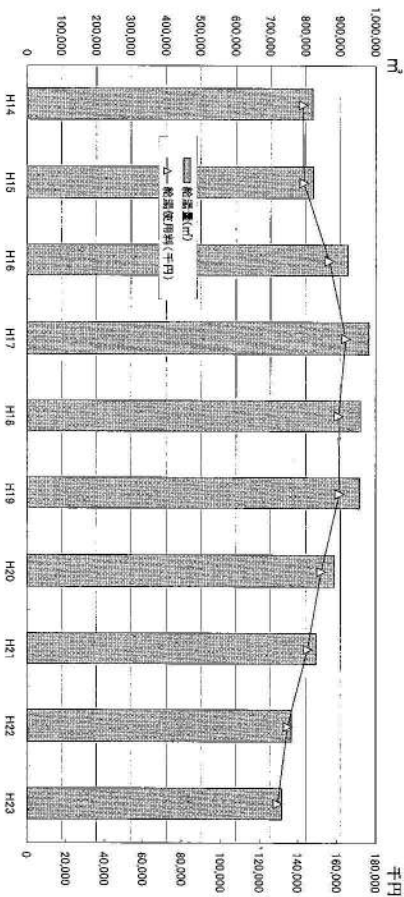
【温泉給湯使用料の料金体系】

基本料金(契約1口あたり)	70㎡まで	月額10,195円
超過料金	70㎡超 770㎡以下	148円/㎡
	770㎡超	163円/㎡

過去10年間の温泉給湯量と給湯使用料の推移からは、長引く景気の低迷等による旅館・ホテルの宿泊客の減少に伴い、給湯量及び使用料ともに減少傾向にあることが確認できる。

【過去10年間における温泉給湯量と給湯使用料の推移】

項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
温泉給湯量(㎡)	818,257	819,528	920,770	980,051	955,624	953,868	881,174
給湯使用料(千円)	142,750	143,200	156,370	164,540	160,800	161,070	151,750
項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度				
温泉給湯量(㎡)	827,556	759,447	730,081				
給湯使用料(千円)	144,970	134,590	129,618				



②温泉事業の経営及び財務並びにキャッシュ・フローの状況

山梨県企業局温泉事業の平成19年度から平成23年度までの損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書の要約は以下のとおりである。(なお、単位未満の金額は切り捨てて表示しているため、合計欄の数値と内訳の合計値は一致しない。)

【損益計算書】(単位：千円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
営業収益	161,264	151,974	145,092	134,789	129,822
営業費用	147,295	131,923	138,375	128,093	119,836
営業利益	13,969	20,051	5,717	6,695	9,985
営業外収益	2,384	2,528	10,270	1,852	783
営業外費用	0	12	412	1,085	0
経常利益	16,354	22,566	15,575	7,462	10,768
特別利益	4,146	24	0	21,857	0
特別損失	0	457	0	388	0
当年度純利益	20,500	22,133	15,576	28,931	10,768

【貸借対照表】(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
有形固定資産	891,725	886,621	884,943	885,032	876,013
無形固定資産	128	103	80	80	80
固定資産仮勘定	11,436	13,277	9,581	14,280	23,954
投資資産	18	18	18	28	28
資産小計	903,309	900,020	894,623	899,420	900,076
流動資産	638,363	661,986	680,145	705,094	717,942
資産合計	1,539,672	1,562,007	1,574,769	1,604,515	1,618,019
固定負債	14,501	14,501	14,501	14,501	14,501
流動負債	7,802	6,693	3,879	4,589	7,303
負債合計	22,304	21,195	18,380	19,070	21,805
自己資本	875,845	915,334	952,522	959,704	983,449
資本小計	875,845	915,334	952,522	959,704	983,449
資本剰余金	378,311	379,621	379,621	379,746	379,746
剰余金小計	263,210	245,855	224,244	245,984	233,017
資本合計	641,522	625,477	603,866	625,740	612,763
負債合計	1,517,368	1,540,811	1,556,388	1,585,444	1,596,213
貸借資本合計	1,539,672	1,562,007	1,574,769	1,604,515	1,618,019

【キャッシュ・フロー計算書】(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
当期純利益	20,500	22,133	15,576	28,931	10,768
減価償却費	—	44,087	45,334	40,311	40,442
固定資産除却損	—	0	0	906	75
受取利息・配当金	—	△1,976	△1,620	△649	△742
支払利息	—	0	0	0	0
その他	—	△195	△1,489	△19,375	2,387
小計	—	64,050	57,801	50,124	52,932
利息・配当の受取額	—	1,976	1,620	649	742
営業活動合計	54,480	66,026	59,421	50,774	53,674
固定資産売却収入	—	0	0	0	0
固定資産取得支出	—	△40,798	△39,938	△24,537	△41,173
その他	—	1,310	0	125	0
投資活動の部	—	—	—	—	—
投資活動合計	△28,883	△39,488	△39,938	△24,412	△41,173
財務活動の部	—	—	—	—	—
財務活動合計	0	0	0	0	0
資金増加額(又は減少額)	25,596	26,537	19,483	26,362	12,500
資金期首残高	579,983	605,580	632,118	651,602	677,964
資金期末残高	605,580	632,118	651,602	677,964	690,465

(注) キャッシュ・フロー計算書の平成19年度分については、様式が平成20年度分以降と異なるため合計欄のみ記載

(3) 地域振興事業

①地域振興事業の現状

地域振興事業は、観光開発等による地域振興を目的として昭和52年4月に事業を開始した。事業開始当初は、山中湖野営場（現在は山中湖村で運営）及び八ヶ岳公園有料道路の沿線に建設した道路沿線休憩施設2棟（内1棟については平成13年に旧小淵沢町へ譲渡）の運営を行なっていたが、昭和58年に総合スポーツ・レクリエーション施設である「丘の公園」の建設に着手し、昭和61年7月に営業を開始した。また、平成6年4月には道路沿線休憩施設の1棟を「まきばレストラン」として再整備を行いオープンした。平成16年4月1日からは「まきばレストラン」を含めて「丘の公園」と位置づけ、指定管理者制度の利用料金制を導入して、指定管理者にその管理を代行させている。

【丘の公園の事業及び施設の概要】

■ゴルフ事業

施設の名称	丘の公園清里ゴルフコース	
面積	1,036,844㎡	
施設の内容	ゴルフ場	27ホール(バー108)
	ゴルフ練習場	18打席、180m
	レストラン	655㎡(96席+コンペルーム56席)

■レジャー事業

施設の名称(面積)	アクアリゾート清里(29,406㎡)	
	オートキャンプ場(15,345㎡)	
	その他(162,062㎡)	
	アクアリゾート清里	温水プール、展望風呂、露天風呂、レストラン
施設の内容	オートキャンプ場	テントサイト63区画、ケビン8棟
	その他	レジャーハウス316㎡、テニスコート全天候型3面、バターゴルフ36ホール、ボールゲーム場120m×90m、つどいの野原等

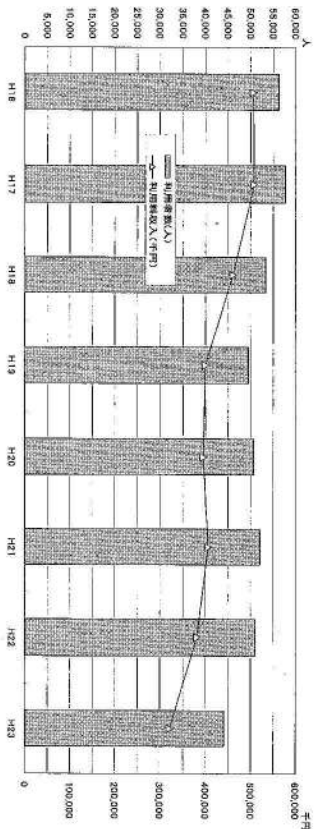
■レストラン事業

施設の名称	まきばレストラン
面積	5,835㎡
施設の内容	レストラン棟96席、駐車場(普通車73台、大型車4台、臨時100台)

【過去10年間に於ける各事業別の施設利用者数と利用料収入の推移】

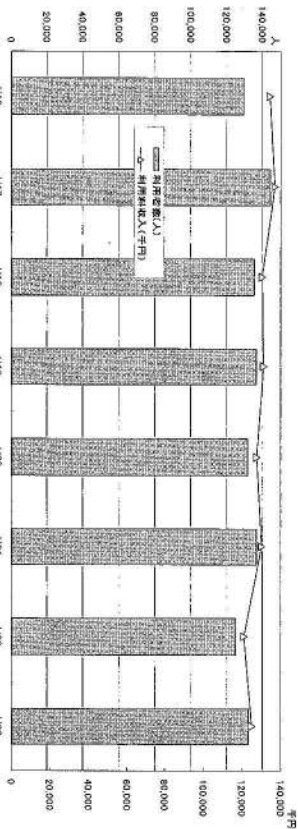
■ゴルフ事業

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数(人)	56,196	57,619	53,234	49,434	50,588
利用料収入(千円)	506,408	508,493	461,123	400,233	395,569
項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	51,997	51,033	44,134		
利用料収入(千円)	406,138	382,319	321,816		



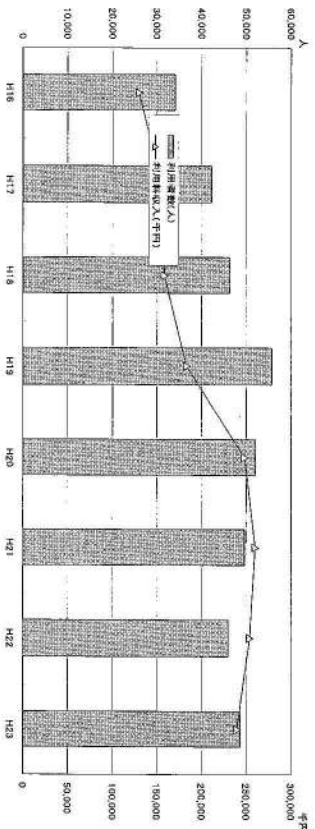
■レジャー事業

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数(人)	129,285	144,246	135,339	136,248	131,776
利用料収入(千円)	134,390	137,130	130,568	131,398	127,585
項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	136,297	125,119	131,951		
利用料収入(千円)	130,312	121,054	124,966		



■レストラン事業

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数(人)	33,977	42,206	46,205	55,567	52,048
利用料収入(千円)	129,986	154,737	157,930	183,306	247,995
利用者数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	49,555	45,932	48,596		
利用料収入(千円)	260,419	253,407	239,871		



②地域振興事業の経営及び財務並びにキャッシュ・フローの状況

山梨県企業局地域振興事業の平成19年度から平成23年度までの損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書の要約は以下のとおりである。(なお、単位未満の金額は切り捨てて表示しているため、合計欄の数値と内訳の合計値は一致しない。)

【損益計算書】(単位：千円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
営業収益	150,004	150,004	130,002	130,002	120,002
営業費用	239,645	228,332	225,020	202,745	201,506
営業利益	△89,641	△78,328	△95,017	△72,742	△81,504
営業外収益	243	228	235	121	320
営業外費用	646	640	635	631	626
経常利益	△90,045	△78,739	△95,418	△73,252	△81,810
特別利益	0	0	0	0	0
特別損失	0	184	0	0	0
当年度純利益	△90,045	△78,924	△95,418	△73,252	△81,810

【貸借対照表】(単位：千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資産	固定資産	3,348,441	3,216,506	3,066,478	2,934,797	2,806,917
	無形固定資産	6,445	4,551	2,656	2,493	2,457
	流動資産	3,354,887	3,221,057	3,068,134	2,937,291	2,809,374
	流動負債	20,676	31,489	30,497	33,183	23,746
資産合計	3,375,563	3,252,547	3,099,632	2,970,475	2,833,121	
負債	固定負債	2,879,719	2,863,231	2,848,187	2,829,066	2,799,548
	流動負債	34,326	30,758	13,262	1,438	722
	負債合計	2,914,045	2,893,989	2,861,449	2,830,504	2,800,270
	資本	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
資本	自己資本	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	借入金	3,487,642	3,463,606	3,438,649	3,413,689	3,388,380
	資本剰余金	3,512,642	3,488,606	3,463,649	3,438,689	3,413,380
	利益剰余金	104,055	104,055	104,055	104,055	104,055
資本合計	△3,155,179	△3,234,104	△3,329,522	△3,402,774	△3,484,585	
負債	資本合計	△3,051,124	△3,190,048	△3,225,466	△3,298,719	△3,380,529
	負債合計	461,518	358,557	238,182	139,970	32,850
負債	3,375,563	3,252,547	3,099,632	2,970,475	2,833,121	

【キャッシュ・フロー計算書】(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
当期純利益	△90,045	△78,924	△95,418	△73,252	△81,810
減価償却費	—	159,524	151,090	131,843	127,916
固定資産除却損	—	0	832	0	0
引当金増減	—	0	0	△4,076	△7,300
受取利息・配当金	—	△158	△199	△112	△161
支払利息	—	640	635	631	626
その他	—	△2,660	△17,491	△11,810	△736
小計	—	78,421	39,449	43,221	38,535
利息・配当の受取額	—	158	199	112	161
利息の支払額	—	△640	△635	△631	△626
営業活動合計	78,323	77,939	39,013	42,703	38,089
投資活動合計	—	△26,597	0	0	0
財務活動合計	2,138	△26,597	0	0	0
借入金の増減額	—	△40,524	△40,000	△40,004	△47,527
財務活動合計	△75,518	△40,524	△40,000	△40,004	△47,527
資金増加額(又は減少額)	4,943	10,818	△986	2,899	△9,457
資金期首残高	15,706	20,649	31,467	30,480	33,180
資金期末残高	20,649	31,467	30,480	33,180	23,722

(注) キャッシュ・フロー計算書の平成19年度分については、様式が平成20年度分以降と異なるため合計額のみ記載

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業

1-1. 企業局本庁

1. 内部統制関係

(1) 電気事業会計から地域振興事業会計へ貸し付けられている貸付金の金利が極めて低利であり、各事業の損益が歪められている。(意見)

電気事業会計から地域振興事業会計へ貸し付けられている貸付金の金利が0.01%と極めて低利である。企業局の行う各事業は独立採算を前提としていることから、県値等の調達金利を参考として金利設定すべきである。直近の県値金利0.8%を適用して計算すると、電気事業会計から地域振興事業会計へ年52百万円の利益が付け替えられていることとなる。

電気事業会計から地域振興事業会計に貸し付けられている貸付金は、長期貸付借付証書によって、次の通り貸し付けられている。

①地域振興事業建設改良費

貸付・変更日	貸付額	金利	変更理由
平成12年3月31日	3,638,656,557円	0.3%	
平成14年3月20日	3,638,656,557円	0.1%	金利変更
平成15年3月20日	3,638,656,557円	0.01%	金利変更

②地域振興事業営業運転資金

貸付・変更日	貸付額	金利	変更理由
平成12年4月3日	1,663,000,000円	0.3%	
平成14年3月20日	1,663,000,000円	0.1%	金利変更
平成15年3月20日	1,663,000,000円	0.01%	金利変更

③地域振興事業営業運転資金

貸付・変更日	貸付額	金利	変更理由
平成17年4月1日	1,280,000,000円	0.01%	

上記の通り、貸付金利は平成12年時0.3%、平成14年時0.1%、平成15年以降0.01%と下落している。定期預金金利を参考に金利の設定をしていることであるが、当該